

## PLA PLA 体験プログラム参加支援（利用料金）補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 知事は、県内の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校及び夜間中学（以下「県内小中学校等」という。）が学校行事として行う海洋プラスチックに関する体験プログラムへの参加を支援するため、県内小中学校等が利用する世界海洋プラスチックランニングセンター（以下「PLA PLA」という。）の利用料金を減免する指定管理者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### （補助対象事業者）

第2条 本事業の補助対象事業者は、PLA PLA の指定管理者であって、海洋プラスチックに係る体験プログラムの実施者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

### （補助対象事業）

第3条 補助対象事業は、以下を全て満たすものとする。

- （1）県内小中学校等が学校行事として利用を申し込み、実施される体験プログラムであること。
- （2）県内小中学校等の児童又は生徒が PLA PLA を訪問して、体験プログラムに参加するものであること。
- （3）令和8年6月8日（月）から令和9年2月28日（日）までの間に実施され、終了する体験プログラムであること。
- （4）期限内に必要な書類を提出できること。

### （交付の対象経費及び補助金額）

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助金額
・PLA PLA の体験プログラムの利用に要する経費（利用料金）	・別途定める利用料減免の運用基準に基づき、減免した利用料金相当とする。 ・ただし、体験プログラムに参加する児童又は生徒1名につき金4,400円以内とし、各小中学校等の1学級につき年1回のみ利用とする。

### （補助金の交付申請）

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書及び申請手続きは、次の表とおり

とする。

提出方法	申請書類
・補助事業者は、原則、対象事業の実施日の10日前までに右に掲げる書類を知事に提出しなければならない。	・体験プログラム参加支援(利用料金)補助金交付申請書(様式第1号) ・その他、知事が必要と認める書類(提出部数は1部とする。)

2 対象事業実施前の申請書類が到達してから当該申請に係る補助の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、14日とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
  - (2) 補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。
  - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
  - (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
  - (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- 2 前項の第2号の規定により、知事の変更の承認を受けようとする場合は、直ちに変更(中止、廃止)承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、補助事業遂行の状況に関し、補助金の交付決定に係る年度の各月末実現在において、事業遂行状況報告書を作成し、その翌月10日までに知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する事業遂行状況報告書は、様式第3号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(実績報告)

第8条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書及び提出方法は、次の表のとおりとする。

提出方法	申請書類
・申請者は、対象事業実施月の翌月10日までに右に掲げる書類を知事に提出しなけれ	・体験プログラム参加支援(利用料金)補助事業実績報告書(様式第4号)

<p>ばならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内小中学校等の利用料金減免の内容（利用日、団体名、体験内容、減免額等）が分かる書類</li> <li>・ その他、知事が必要と認める書類（提出部数は1部とする。）</li> </ul>
---------------	--

（額の確定）

第9条 知事は、第5条による対象事業実施後の実績報告書の提出があった場合、申請内容を審査するものとし、申請内容が交付要件を満たしているときは、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

（交付の方法）

第10条 補助金の交付は、概算払で交付するものとする。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第5号のとおりとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助事業者は、補助事業完了後、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書（様式第6号）により速やかに報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の取消し等）

第12条 知事は、補助金の交付の決定又は交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の取消し又は交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 申請又は報告事項その他に虚偽があったとき。
- (2) 申請事項その他に変更が生じ、補助金を交付することが適当でないときと知事が認めるとき。
- (3) その他、補助金を交付することが適当でないときと知事が認める事由があったとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年5月31日から施行する。